

社会福祉法人加美町社会福祉協議会 役員・評議員等の報酬等に関する規程

（目 的）

第1条 この規程は、社会福祉法人加美町社会福祉協議会の役員・評議員等の報酬等の額、支給方法等を定めることを目的とする。

（用語の意義）

第2条 役員等とは、会長、副会長、理事、監事、評議員、その他の委員をいう。

2 役員会等とは、理事会、監事会、評議員会、その他の委員会をいう。

（報 酬）

第3条 定款第25条に規定する報酬は、次のとおりとする。

（1）会長 月額 100,000円

（2）監事 日額 5,000円（監事会の開催時）

2 前項に掲げた以外の役員等には、報酬を支給しないこととする。

3 会長が月の途中において就任又は退任した場合の当該月の会長の報酬については、日割りにより算定した額とする。

（報酬の支給方法）

第4条 前条第1項第1号の会長の報酬は、毎月21日に支給するものとする。

ただし、その日が休日、土曜日又は日曜日にあたるときは、職員給与規程を準用する。

2 前条第1項第2号の監事の報酬は、開催の都度、支給するものとする。

3 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

（費用弁償）

第5条 役員等（会長を除く。）が役員会等（監事会を除く。）に出席した場合及び会長が認める会議等に出席した場合には、費用弁償として日当を次のとおり支給する。

（1）日額 2,000円

2 役員等が会務のために出張したときは、役員及び職員の旅費支給規程に基づき旅費を支給する。

（費用弁償の支給方法）

第6条 役員会等に係る費用弁償は、その都度支給する。

（公表）

第7条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改廃）

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行うものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 社会福祉法人加美町社会福祉協議会役員等の費用弁償支給に関する規程は、平成 29 年 3 月 31 日をもって廃止する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。